

那覇市・南風原町環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定  
について

那覇市・南風原町環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙  
のように制定する。

令和5年2月3日提出

那覇市・南風原町環境施設組合  
管理者 知念 覚

(提案理由)

「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)が改正され、令和5年4  
月1日からは、本組合にも個人情報保護法が直接適用されること、条例で定  
める必要がある事項等を規定するため、この案を提出する。

令和5年2月3日  
那覇市・南風原町環境施設組合議会  
議長 翁長 俊英



# 那覇市・南風原町環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

## 第2章 開示、訂正及び利用停止

### (開示請求の手続き)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項を記載するものとする。

### (開示請求に係る手数料)

第4条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第87条第1項の規定により写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。